社会保険労務士が答える
企業の労務管理

未支給の給付手続きの注意点とは……

國分紀子

59

社員が受給できるはずの保険給付を請求せずに、または請求後給付を受けないで死亡した場合に、未支給の給付を請求するためにどのような手続きをすることになるでしょうか？

＊事例1（労災保険）

トラック運転手（被災労働者）が業務上の事故で休業し休業補償給付を受給していたのですが、私傷病で死亡してしまいました。

被災労働者は、亡くなる数日前までの労務不能にかかる病院の証明済みの休業補償給付支給申請書・休業特別支給申請書（様式第8号）を会社に提出していましたが、会社が所轄労働基準監督署に提出する前に亡くなってしまいました。

①提出書類

会社に提出された様式第8号をそのまま労働基準監督署に提出することはできません。

様式第8号に加えて、未支給の保険給付支給請求書・未支給の特別支給金支給申請書（様式第4号）を提出します。（上図）

②添付書類

死亡診断書等、戸籍謄本、住民票、住民除票等

③だれが請求するか

死亡の当時死亡した者と生計を同じくした配偶者・子・父母・孫・祖父母または兄弟姉妹の最先順位者が自己の名前で未支給を請求します。（労災保険法11条他）

＊事例2（健康保険）

会社を私傷病で1カ月欠勤し賃金が支給されていない社員が療養中に死亡してしまいました。

しばらくして、事業主は、葬儀で初めて会った死亡した社員の兄・妹から傷病手当金を申請してほしいと言われました。死亡した社員は独身で健康保険の被扶養者も税法上の扶養家族もおりません。

①提出書類

傷病手当金支給申請書

②添付書類

戸籍謄本

③だれが請求するか

民法の規定による相続人が自らの名前で請求します。

民法の定める相続人（法定相続人）は、配偶者および、子（および代襲相続人である、直系卑属）、直系尊属、兄弟姉妹（および代襲相続人である、その子）です。

相続人が複数いる場合には保険者によっては委任状が必要になる場合があります。

＊　＊　＊

当初、事業主から相談されたとき、傷病手当金の未支給請求の受給権も、事例1と同じく死亡当時の生計同一が要件と当方思いこんでいたため、事例2のケースでは受給権者はいない可能性が高いと判断しておりました。

しかしあらためて確認してみると健康保険法には労災保険法・年金法のような未支給規定がなく、一般法である民法の適用になることがわかり肝を冷やしました。思い込みはいけませんね……（自戒）

（國分労務事務所所長、特定社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄

様式第4号（第8条）

労働者災害補償保険

未支給の保険給付支給請求書
未支給の特別支給金支給申請書

① 労働保険番号	府県 所轄	管轄 基幹番号 枝番号
② 年金証書の番号	管轄局 種別	西暦年 番号 枝番号
③ 死亡した受給権者又は特別支給金受給資格者の	氏名	（男・女）
	死亡年月日	年 月 日
④ 請求人申請人の	氏名	
	住所	
⑤ 未支給の保険給付又は特別支給金の種類	療養（補償）給付 休業（補償）給付 障害（補償）給付 遺族（補償）給付 傷病（補償）年金 介護（補償）給付 葬祭料（葬祭給付） 特別支給金 一時金 特別年金	
⑥ 添付する書類その他の資料名		

上記により 未支給の保険給付の支給を請求 未支給の特別支給金の支給を申請 します。

郵便番号 電話番号 局番

年 月 日

請求人 申請人 の住所

労働基準監督署長 殿 氏名 印

請求人等受けるべき金融機関の名称		預金の種類及び口座番号
銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・本所 出張所 支店・支所	普通・当座 第 号 口座名義人

労働者災害補償保険　様式第4号
未支給の保険給付支給請求書
未支給の特別支給金支給申請書